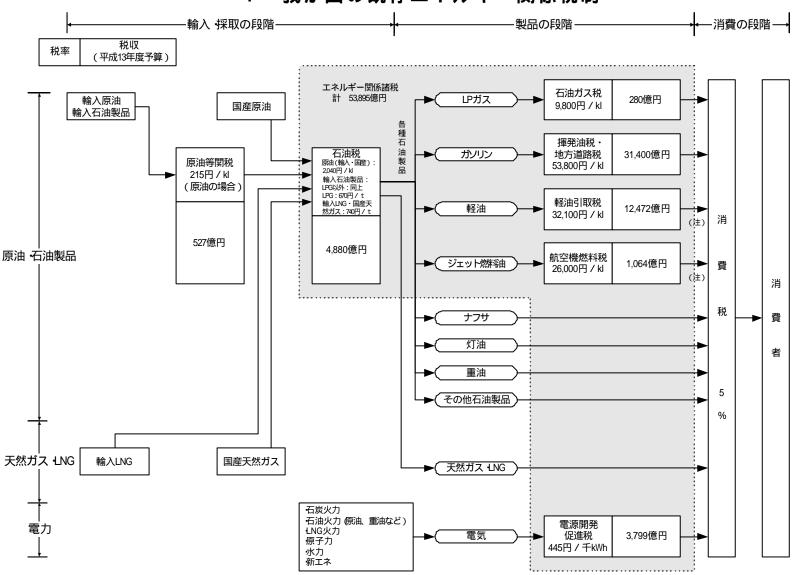
既存エネルギー関連税制について

- 1 我が国の既存エネルギー関係税制
- 2 我が国の既存エネルギー関係税の収入と使途 (平成13年度予算)
- 3 既存エネルギー関係税制の課税状況

参考 電気税・ガス税

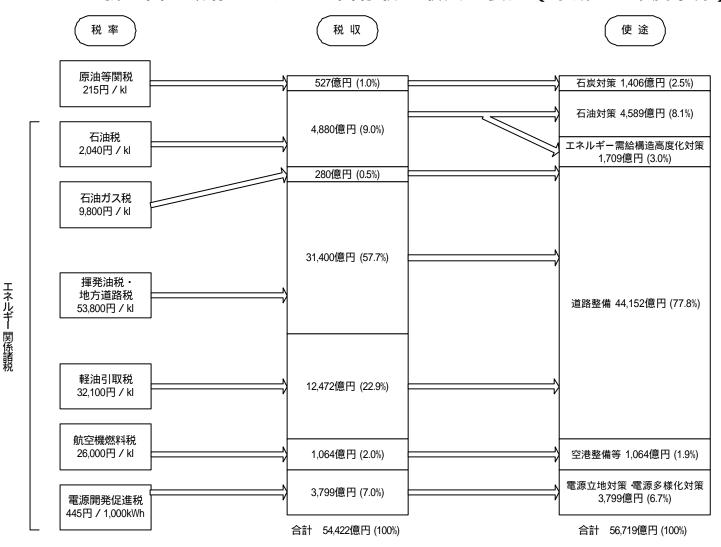
1 我が国の既存エネルギー関係税制



(注)軽油 関税と航空機燃料税には tax on tax はない。

出典:石油連盟「石油税制便覧 平成 13年度版」ほか各種資料より作成

2 我が国の既存エネルギー関係税の収入と使途(平成13年度予算)



- (注) 1. 四捨五入の関係により、計が合わない場合がある。
 - 2 税収と使途の合計が合致しないのは、石油税収の一部 Q60億円) が一般会計に留保される一方、石特会計が上記税収以外に剰余金等(2557億円)を財源としているためである。

3 既存エネルギー関係税制の課税状況

	3 成行エヤルイー 風水が叩いか 旅がが						
		石油税	石油ガス税	ガソリン税 (揮発油税・地方道路税)	軽油引取税	航空機燃料税	電源開発促進税
根拠法		石油税法	石油ガス税法	揮発油税法・地方道路税法	地方税法	航空機燃料税法	電源開発促進税法
国税・地方税の別		国税	国税	国税	地方税	国税	国税
課税対象		 ● 原油(国産・輸入) ● 石油製品(輸入) ● ガス状炭化水素(天然ガス、輸入 LPG・LNG) 	● 自動車用の石油ガス容器に 充填されている石油ガス		● 軽油 道路の使用に直接関係がない 軽油の引き取りで、船舶や鉄 道車両、農林業機械の動力源 など、ある一定の用途に使用 する場合には免税される。基 本的には、バス、トラックな どのディーゼルエンジンに使 用する軽油の購入などに課税 されるもの。	航空機の燃料用に供される炭 化水素油 国内運送の用に供されない外 国往来期に積み込まれる航空 機燃料には課税されない。	
	石炭	-	-	-	-	-	-
	原油		-	-	-	-	-
	石 LPG			-	-	-	-
	油 ガソリン		-		-	-	-
	製軽油		-	-		-	-
	品シェット燃料油		-	-	-		-
	その他		-	-	-	-	-
	天然ガス・LNG		-	-	-	-	-
	電力	-	-	-	-	-	
税率	基本税率	 原油及び石油製品: 2,040 円/kl 輸入 LPG: 670 円/トン 国産天然ガス及び輸入 LNG: 720 円/トン 	9,800円/kl (17.50円/kg)	計 28,700 円 / kl ■ 揮発油税 24,300 円 / kl ■ 地方道路税 4,400 円 / kl	15,000円/kl	26,000 円 / kl	445円/千kWh
	暫定税率			(10.4.1~15.3.31) 計53,800円/kl ● 揮発油税 48,600円/kl ● 地方道路税 5,200円/kl	(10.4.1~15.3.31) 32,100円/kl		
	(参考) 炭素トン当た り課税額	● 約 2,800 円/tC (原油の場合)	● 約 21,200 円/tC	● 約85,400円/tC(暫定税率の 場合)	● 約 44,600 円/tC (暫定税率の 場合)	● 約39,700円/tC	● 約 4,600 円/tC
課税額(平成11年度実績、百万円)		● 輸入原油・輸入石油製品・輸入 LPG・LNG: 538,292		■ 国産揮発油:3,029,513■ 輸入揮発油:466	1,316,845	103,453	362,978
使途 <根拠条文>		 ■ 石油対策(石油開発・国家備蓄・民間備蓄・産業体制整備等) ● エネルギー需給構造高度化対策(石油代替エネルギー対策・省エネルギー対策・国際エネルギー対策等) <石炭並びに石油及びエネルギー需給構造 		● 道路整備 <道路整備緊急措置法(3条)	道路整備<地方税法 (700条の50) >	● 空港整備等● 騒音防止等空港対策<空港整備特別会計法(附則11)	電源立地対策電源多様化対策<電源第発促進税法 (1条)
		高度化対策特別会計法(4条)> 「中成13年度版」国際「第125回国際方統十年	石油ガス譲与税法(1条>	道路整備特別会計法(3条) 地方道路税法(1条) 地方道路譲与税法(8条)>		航空機燃料讓与稅法(1条、7条)>	電源開発促進対策特別会計法(3条の 3)>

	石油税	石油ガス税	ガソリン税 (揮発油税・地方道路税)	軽油引取税	航空機燃料税	電源開発促進税
課税戶即皆	 国産原油・天然ガス:採取場からの移出の際 輸入原油・輸入石油製品・輸入LPG・LNG:保税地域からの引き取りの際 	容器に石油ガスを充填し、 充填場から移出する際		特約業者または元売業者からの 軽油の引き取りの際(特約業者の 元売業者からの引き取り、及び、 元売業者の他の元売業者からの 引き取りを除く) 特約業者及び元売業者以外のも のが軽油の製造または輸入をし て、他の者に譲渡する場合には、 譲渡の際	航空機に燃料を積み込む際	電気の販売の際
納税義務者	 国産原油・天然ガス:採取者(毎月納付) 輸入原油・輸入石油製品・輸入 LPG・LNG:引き取る者(その都度納付) 	国産:充填する者(毎月納付)輸入:引き取る者(その都度納付)	納付)		原則として航空機の所有者(毎月 納付)	一般電気事業者(毎月納付)
主な減免措置	(主な免税) 以下のうち、平成14年3月31日までに保税地域から引き取られるもの等。 ・ 石油化学製品の製造用原油 ・ 石油化学製品及びアンモニアの製造用揮発油 ・ 農林漁業用無税A重油 ・ 石油化学製品及びアンモニアの製造用 LPG 等	(主な免税) ・ 輸出目的の場合 ・ 工業用その他の用途(原料用、熱源用)に使用する場合等	(主な免税) ・ 航空機燃料用免税 ・ 石油化学免税(エチレンその他の石油化学製品の製造のための消費) ・ 特定用途免税(電気事業者が使用する発電用ボイラー、一定の規格を有する塗料の製造用等) ・ 外国公館等用免税 ・ 駐留軍等用免税	(主な免税) ・ 船舶の動力源	(主な免税) ・ 国及び地方公共団体 ・ 外国往来機 等 なお、沖縄路線航空機につい ては軽減税率(13,000円/kl) を適用	-

出典:石油理型「石油税制理覧 平成13年度版」ほか各種資料より作成

電気税・ガス税(市町村税)

参考

	電気税・ガス税	備考
納税義務者	電気またはガスに対し、料金を課税標準として、その使用者に課す。 料金は、基本料その他の名義の如何を問わず電気またはガスの使用者がその使用に ついて電気またはガス事業者に支払うべき金額をいう。 各種の重要物産の製造に用いる電気については非課税制度がとられている。	
税収使途	普通税であり、一般財源とされた。	
税率	電気税:電気料金の 5% ガス税:ガス料金の 2%	
税率の特例	次の製造用の電気に対する税率は 2%である。 生糸および玉糸 絹紡績糸、綿紡績糸、毛紡績糸、麻紡績糸および合成繊維等の紡績糸ならびに これらの半製品 ねん糸 絹織物、綿織物、毛織物、麻織物および合成繊維等の織物 メリヤス生地 紙の製造用の電気に対する税率は 4%である。	税率の特例は、昭和 50 年 6 月 1 日から 昭和 65 年 5 月 31 日までの間。ただし、 紙については、昭和 44 年 6 月 1 日から 昭和 65 年 5 月 31 日まで。
免税点	同一の需要場所において使用する電気またはガスの1月の料金が、電気で3,600円以下、ガスで12,000円以下である場合は税を課すことができない。	
徴収方法	原則として特別徴収の方法による(電気またはガスの料金徴収の際に徴収)。	

注)平成元年3月31日をもって廃止された。